

陳 情 書 綴

(陳情第 1 号～第 20 号)

令和 7 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 1号	核兵器禁止条約について……………	1
陳情第 2号	再審法について……………	3
陳情第 3号	日米地位協定について……………	5
陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	7

(議会運営委員会)

陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 5号	議案の審議結果について……………	11

(総務財政委員会)

陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 6号	入札契約制度について……………	13
陳情第 7号	政党機関紙について……………	15
陳情第 8号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 9号	行政にかかる諸問題について……………	21

(市民人権委員会)

陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 8号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 10号	治安について……………	23

(健康福祉委員会)

陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 8号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 9号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第 11号	児童発達支援センターについて……………	29
陳情第 12号	障害者施策等の充実について……………	33
陳情第 13号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	35
陳情第 14号	行政にかかる諸問題について……………	39

(産業環境委員会)

陳情第	9号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第	14号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第	15号	文化財の保護等について……………	43

(建設委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第	8号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第	15号	文化財の保護等について……………	43
陳情第	16号	公共交通について……………	47
陳情第	17号	支援学校等について……………	49

(文教委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第	8号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第	9号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第	14号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第	17号	支援学校等について……………	49
陳情第	18号	支援学校について……………	51
陳情第	19号	医療的ケア児について……………	55
陳情第	20号	放課後施策について……………	57

核兵器禁止条約について

陳 情 者 大阪市中央区
原水爆禁止大阪府協議会
理事長 川 辺 和 宏

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める自治体議会意見書採択のお願い

陳情の内容

日頃から、地域住民の生活を守るために、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、ご存知のように2021年1月22日、核兵器の保有や使用、使用の威嚇などを包括的に禁じる核兵器禁止条約が発効しました。「核兵器のない世界」への道を切り開く、希望の光です。

「歴史の中に記銘される日になる」「希望の朝です」—禁止条約が発効したその22日には、被爆者から喜びの声が次々と上がりました。被爆者の長年の訴えが、世界の国々を動かし、禁止条約を実現しました。アントニオ・グデレス国連事務総長は「発効はこれらの人々の長きにわたる活動への賛辞です」と述べました。

核兵器禁止条約の発効によって、核兵器の使用や開発の動きが、これまで以上に厳しく非難されるのは必至です。広島と長崎の原爆投下以来、世界の反核世論は、核兵器の使用を許しませんでした。禁止条約という法規範が、核使用の手を一層強く縛ることになります。

さらに、核保有国の軍事行動自体も制約されます。核兵器を搭載した艦船、航空機の領域内の航行の権利を認めてきたパラオや核弾頭ミサイル実験場をロシアに提供してきたカザフスタンも禁止条約を批准しました。条約への参加国が増えるにつれて、核保有国の戦略はさまざまな障害に直面することは間違いありません。

核兵器禁止条約は現在94か国が署名し、73か国が批准しています。しかし、残念ながら日本政府はいまだ核兵器禁止条約に署名・批准をしておりません。すでに核兵器禁止条約第1回締約国会議と第2回締約国会議も開催されました。2025年3月には第3回締約国会議も予定されています。

世論調査では、国民の圧倒的多数が禁止条約への参加を求めています。唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加すれば、世界とアジアの情勢を前に進める大きな変化を生み出すこととなります。さらに、「核兵器のない世界」の実現に向け大きな前向きの変化をつくることにつながりま

す。

2024年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。被爆者のみなさんは一刻も早く、日本政府が核兵器禁止条約に署名批准することを希望しています。

私たちは「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める自治体議会意見書」の採択を進めております。その「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書決議」は全国688（2024年9月25日現在）の自治体で採択されています。ぜひ、貴議会におきまして、意見書採択に向けご尽力いただくことをお願いいたします。

末筆となりましたが、貴職の益々のご活躍を祈念します。

受理年月日 令和6年11月14日

再審法について

陳 情 者 大阪市北区
大阪弁護士会
会長 大 砂 裕 幸

「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

陳情の内容

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改め

て有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手續となっています。つまり、再審請求手續というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手續において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手續に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（96歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題があります。そこで、再審請求手續における手續規定に関しても、速やかに整備する必要があると考えます。

この点について、日本弁護士連合会は、2023年（令和5年）6月16日、再審請求手續における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止、再審請求手續における手續規定の整備などを含む再審法の改正を求める決議を採択しました。また「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」も発足し、現在300名を超える議員が、これに参加しています。えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

したがって、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

以上のとおり、意見書を採択していただきたく陳情をいたします。

受理年月日 令和7年1月29日

日米地位協定について

陳 情 者 堺市北区

沖縄の基地負担解消を考える会

梶原隆憲

国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める
意見書の提出についての陳情

陳情の内容

在沖縄米軍兵士による「16歳未満の少女に対する誘拐性暴力事件」が2023年12月にあったと6月の「沖縄慰霊の日」の後に報道、その後も5件発生していたことが明らかにされました。

沖縄県女性団体連絡協議会など多くの団体や県民は2024年12月、沖縄市で抗議の「県民大会」を開き（約2,500人）、同趣旨の行動が全国でも取り組まれました。同大会は日米地位協定の抜本改定などを求めましたが「のれんに腕押し」だったと述べ、米軍による外出や飲酒を規制するリバティー制度などの「綱紀粛正は効果を発揮していない」と批判しています。（朝日新聞2025.1/22）

性暴力は「魂の殺人」と言われるように被害者を深く傷つけます。

加害者の米軍、米兵に特権を与える理不尽な地位協定の実態があからさまとなっています。特に過重な米軍基地の負担を強いられている沖縄は、戦後80年を経ても基地があるが故に命が脅かされ、人権が蹂躪され続けています。

最近の共同通信の調査では47都道府県の7割に当たる33都道府県が「試練をめぐる住民の不安、航空法規定が適用されていない」理由から地位協定見直しが必要と回答しています。

また、全国知事会においては、2016年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり会議を開催し共通理解を深めてきています。2018年に7月の会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議、国に対して要請を行い、以降全国各地の自治体議会で意見書採択の取組が広がりしました。2019年7月の会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があり外務省及び防衛省に対し要請活動を行い、在日米国大使館に説明し意見交換を行なっています。

国では、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用

航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等を新たに規定することなど一部改善は行われたものの、2019年7月の提言内容が実現したとは言い難い状況です。

このように不平等で理不尽な協定により日本の主権が侵害され、沖縄では自然環境が破壊されても、水が汚染されても真相も究明できず、米軍に対応を求めることもできず、米軍基地周辺の住民は危険と隣り合わせの不安な暮らしを強いられています。安全保障の問題が国の専管事項ならば、政府が率先して、責任をもって地位協定の抜本的改定に乗り出す責務があります。

折りしも石破首相は就任演説で自ら地位協定見直しを謳っています。

以下の項目について日米地位協定の改定を早急に行ってください。

<陳情事項>

1. 国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法について
2. 航空機事故の際、日本側に立入り権のないこと
3. 刑事裁判権における米軍の特権
4. 自動車税減免

受理年月日 令和7年1月29日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

畠 山 久 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の大阪・関西万博の建設費がかさみ、撤去費用などあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備、交通手段の安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、多発する災害の被災地支援に、国も大阪府・市も力を入れるべきではないでしょうか。堺市として引き続き万博中止について議論し、検討してください。

世界各地で戦闘状態が恒常化し、日本も基地強化や日米共同訓練、専守防衛の理念を逸脱する戦争をする国づくりへの準備がすすめられています。戦闘状態は一刻も早く終結し、アジアの緊張状態をなくすためにも堺市も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するように求めてください。

また市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望してください。

「自治体と市民の繋がりの強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、十分議論を尽くされるよう、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 国連女性差別撤廃委員会においても日本の「夫婦同姓」を定めた民法の改正を求める勧告が出されました。選択的夫婦別姓制度を認める民法の改正を市議会として国に求めてください。
2. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が94か国、批准が73か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう市議会として国に意見をあげてください。

議会運営委員会審査分

3. 「議会だより」の発行に向けて、他市町村の調査や費用の検討をしてください。

総務財政委員会審査分

4. 大阪・関西万博では、堺市でもそれに関連するインバウンド需要を見込んだ開発事業に多額の前算が計上されています。物価高騰や増大する社会保険料負担に苦しむ堺市民の暮らしの支援、命を守る防災、子育て・教育、文化に振り向けられるべき予算を拡充してください。市民サービスを行財政改革の名のもとに削減しないでください。また建設労働者や資材などはまず、能登震災復興にあてるようにしてください。
5. 広報さかいについて、更なる紙面の充実を要望します。
6. 堺市として、中学生や高校・大学卒業生の名簿を自衛官募集のために提供し、各家庭に自衛隊に関連する資料を配布させないでください。また自衛隊への情報提供の除外申請が出来ることを市民に広く知らせてください。
7. 投票率向上のため、様々な要望をし続けています。前進面と課題を明らかにしてください。そのため選挙管理委員会の体制強化、人員の確保も進めて下さい。

市民人権委員会審査分

8. 毎年地震や豪雨などの災害がおきています。発災時から早急にトイレトレーラーなど清潔な洋式トイレ、暖かい栄養バランスのとれた食事を提供できるキッチンカー、段ボールベッドやプライバシー保護のパーテーションなど避難所の環境整備を早急に行ってください。
9. 「リプロダクティブヘルツ/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点から学校や公共施設のトイレの個室には、トイレトペーパーと同様に生理用品を常備してください。大人や子どもが「包括的性教育」を学ぶ取り組みを積極的に行ってください。学校や公共施設に多目的トイレを設置してください。
10. 今女性の社会参加は、コミュニティづくりやボランティア活動などに欠かせないものです。各区に女性センターをつくってください。また図書館や区役所など公的施設の空部屋も利用させてください。

11. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和や核廃絶の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。

健康福祉委員会審査分

12. 医療機関での窓口負担をなくし、こども医療の無償化を堺市として実施してください。
13. 火葬場が足りず何日も待たされることがあると聞きます。堺市で公的なものを増やして下さい。
14. 国民健康保険料が暮らしを圧迫し続けています。財政支援措置などを講じるよう国や大阪府に対して申し入れをしてください。堺市としても独自に方策を検討し、一層の負担軽減を行ってください。
15. 全国では補聴器助成制度を導入する自治体が急速に増え、2024年10月時点、10府県341市町村議会へと広がってきています。堺市独自でも加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設してください。
16. 介護保険料は特に65才以上の市民にとって改定のたびに上がり続け、保険料負担が重くなっています。保険料を軽減する対象者を広げてください。
17. 堺市で特別養護老人ホームを増やしてください。
18. 女性に多いケア労働者の賃金が低く、各事業所では人手不足が常態化しています。待遇改善が行えるように事業者への支援を堺市として行ってください。また報酬基準を上げるよう国に対して申し入れてください。
19. 低年金の高齢の単身女性の貧困は切実です。医療や介護、住宅支援の施策を進めて下さい。
20. 回答いただいた「平和の塔」のホームページの説明文はわかりやすかったです。しかし礼拝堂や石碑などエリアの説明はなかったので、これらも含めた“エリアとしてのホームページ”の説明を充実させてください。平和の塔・礼拝堂の近くに両方の設置目的がわかる説明掲示板を設置してください。これらの意義がわかるようパンフレットの作成など再度検討してください。
21. 就学前の子どもたちを預ける施設での保育士不足を解消するため保育士の処遇改善と運営補助金の予算を増やしてください。また給食費と、全ての子どもの保育料を堺市として無償にしてください。

建設委員会審査分

22. 堺市都市開発にあたっては住環境を守ることを重視してください。事業者地域住民の意向を必ず伝え、住民の意見を尊重して丁寧に進めてください。
23. 公共交通路線の維持と充実にむけて具体的な施策を進めて下さい。市内のどこに住んでい

でも格差なく移動できるようにしてください。SMIプロジェクト都心ラインは不要です。美原ラインについては住民の要望を聞き、進めて下さい。

24. 自転車ヘルメット購入の補助をしてください。民間事業者まかせにせず、市独自で補助制度を作ってください。

25. 水道事業全般を市の事業として、公益性・公共性を確保するために行ってください。

文教委員会審査分

26. 堺市の小・中学校に正規職員による学校司書を配置して、読書活動、学習活動を支援できる環境を整備してください。

27. 「大阪・関西万博」に学校行事として参加しないでください。

28. 教職員に負担が大きい「学校群」は止めてください。

29. 少人数学級を30人程度にして教職員を増やし子どもたちに寄り添う教育環境にするとともに、不登校児童・生徒の対応を迅速に行ってください。

30. 学校給食費の無償化を堺市として早急に実施してください。

31. 体育館の空調設備を5年と言わず早急に実施してください。

32. 学校トイレの洋式化を迅速に進め生理用品も直ぐに使用出来るよう、トイレに設置してください。

33. 「のびのびルーム」の3年ごとに変わるプロポーザル方式は見直してください。保育内容や運営に格差が出ないよう行政の責任で保護者・子どもの声を聞いて改善してください。

34. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けしないでください。

受理年月日 令和7年1月27日

議案の審議結果について

陳情者 東京都八王子市
伊 藤 豪

議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情

陳情の内容

日本は民主主義国家なので、国民は、政治家を選挙で選びます。

国民は、自分の理想を実現してくれると思える政治家に投票するわけですが、自分の理想を実現してくれる政治家を見分けるのは、簡単ではありません。選挙に立候補する人は、街頭演説やマニフェスト等で、自分の考えを表明しますが、それらが守られないこともあるので、それだけでは十分とは言えません。

この度私が陳情することが行なわれれば、国民は、「政治家が言っていること」ではなく、「実際の行動」を知ることができるので、より正確に、自分の理想を実現してくれる政治家を選ぶことができます。どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるようにすることは、民意を政治に反映する上で、とても重要なことであり、国民の知る権利であり、民主主義の根幹であり、政治家の怠慢や横暴を防ぐための重要な仕組みであると、私は考えます。

このような理由から、この度の陳情を、是非、実現していただきたいと思っております。

※ちなみに、この取り組みは、東京都小金井市では、10数年前から行なわれています。小金井市では、議案に「賛成」する議員は起立していますが、それをカウントし、図を作成しているそうです。

<陳情事項>

議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページを公開してほしいです。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そうしてほしいです。また、それを見やすい

ものにしてほしいです。

受理年月日 令和7年1月14日

入札契約制度について

陳 情 者 堺市堺区

一般社団法人堺建栄会

代表理事 中 田 慎 吾 他 109 名

陳情の内容

令和7年1月6日に各局名で入札契約制度の見直しについて、発表されました。

1. 見直しの方法・・・ダンピング受注の防止
2. 見直しの内容・・・低入札価格調査制度を総合評価落札
3. 基準価格の変更・・・1.1億円→1.5億円に
4. 日程（予定）令和7年4月1日以降

堺市の建設業界を取り巻く状況は非常に厳しくなっている。

技術者、技能者の高齢化、若手の技術者、技能者不足、又、労務費や資材の高騰、又、働き方改革による、土、日、祝、雨日、残業、作業時間不足等我々建設業界が持続可能な企業として発展していくためには、公共事業の発注の方法や発注時期が大きく作用致します。当局の案は、堺市の建設業界にとって、一部の会社（4～5社）の優遇になっています。是非、当局の再考をお願い致します。

健全な建設産業の為、御理解、御尽力賜ります様、お願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 総合評価落札金額は3億円以上とする
2. 総合評価落札金額は本数を前年並にする（15～20件）
3. 受注業者の偏りを防止する事
4. 低入札価格の工事費引き上げ～5%とする
5. 建設業界との調整を速やかに行う事

受理年月日 令和7年1月28日

政党機関紙について

陳 情 者 大阪市東成区

パワハラから職員を守る大阪府民の会

代表 小 林 一 介

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

陳情の内容

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されております。

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が30以上の自治体で行われました。分かる範囲でまとめてみましたが、残念ながら大阪府内の調査結果が見当たりません。全国でどの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少なくとも3割（3人に1人）にのぼっています。そしてハラスメントが慢性化しています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認下さい。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「無かったこと」にされ続けているのです。

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、堺市でも同様のことが起きていないか心配になり、今回の陳情を出しております。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和6年3月24日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります。

議員と職員は本来的には対等の関係のはずです。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、そ

れが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。

議員による職員に対するパワハラ行為は、絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握に努めてください。又、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。政党機関紙勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認する事も合わせてお願いしておきます。

<陳情事項>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応して下さい。

宜しくお願い致します。

受理年月日 令和7年1月29日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

代表 伊藤厚子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、不況の下、収入減、増税、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 統合型リゾート・カジノ誘致に伴う堺旧港のベイエリア開発に固執するのではなく、横浜市のように住民の財産や生活にダメージを与えるカジノ誘致反対を表明してください。
2. 現在の投票所は、小学校の体育館を主に使用されていますが、まず小学校に行くことが困難なお年寄りが多くいます。特にニュータウンの小学校までは坂が多く困難を極めます。身近な地域会館等の利用を検討してください。
ビッグアイなど、期日前投票の場所と日数を増やしてください。

市民人権委員会審査分

3. 災害対策は、非常にきめの細かい対応を必要とされます。避難所では、温度管理だけでなく換気設備も必要とされます。体育館の換気を伴う空調設置を実施してください。
又、災害時における性的被害等も含め女性特有の問題に対応できる女性担当者の配置を望みます。
4. 2021年1月22日核兵器禁止条約が発効。ついに核兵器は非人道的で違法なものとなりました。
「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめて、もっと多く

の人に知られるような取り組みを推し進めて下さい。

核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。

* 区役所ロビーを、市民団体の平和に関する展示・発表に利用させて下さい。

* 「非核平和都市宣言」の垂れ幕を、各区役所に提示して下さい。

5. 日本のジェンダーギャップ指数は146ヶ国中118位（2024）です。今回も先進国では最下位です。「堺市基本計画2025（堺市のHP）」によれば、「ジェンダーの視点を持ってすべての施策に取り組むことの必要性を明記しており、市が率先して施策を推進し、すべての人が自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。」とあります。ジェンダーギャップ指数を上げるために計画を実現して下さい。

6. 「重点戦略【女性が活躍できる社会の実現】（堺市のHP）」では、「これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、働きたい人すべてが、仕事と育児や介護、社会活動などを含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて取り組む。女性がライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、様々な事情で一旦離職した女性の再就職支援など、女性求職者の状況に応じた切れ目のないきめ細やかな就労支援を実施する。本市においても、積極的に女性職員の役職者比率や管理職比率の向上などに取り組み、女性が活躍できる環境整備に向け、率先して取り組む。」とあります。

(1) このHPの方針を実現するには、女性が出産後も働き続けられる環境を整えるとともに、会議やプロジェクト、PTA、会合の幹事、登壇者や執筆者の男女比率など、身近なところから男女の参加率を平等にするのを当たり前にしていく必要があります。現実には実現されていません。どのような対策をされていますか。

(2) 具体的にどのように女性が「あらゆる分野に対等に参画」できているのでしょうか。「決定する場」に女性リーダーの配置が必要です。政府の指針にも「指導的地位に30%の女性を」と、あります。地域のあらゆる団体においても、「対等に参画」できるように働きかけてください。

健康福祉委員会審査分

7. 胃・肺・大腸・子宮・乳がんのがん検診及び胃ガンリスク検査・前立腺がん検査については引き続き無償化を延長するとともに毎年無償受診できるようにして下さい。さらに「歯科検診無償化」及びがん検診無償化の対象を拡充してください。

又、無償化検診については広報などで広く周知してください。

8. 視力、聴力検査を特定健診で行い、補聴器購入の助成をして下さい。

9. 「健康保険証を廃止しないよう求める意見書」を、堺市として、国に提出して下さい。

建設委員会審査分

10. 「光明池発 泉ヶ丘駅直行バス」を南区役所・梅文化会館利用のため、梅・美木多駅周辺に停車駅を作ってもらえるよう南海バスに要望してください。事業者で無理な場合は、市のコミュニティバスを検討してください。
11. バス停に屋根を付けてもらえるよう、バス会社に要請して下さい。
12. 市として泉北ニュータウン全体の道路点検整備を行い、歩道を十分確保するなどし、歩行者が安全に通行できるようにして下さい。
13. 泉ヶ丘地域は自転車レーンが整備されてきていますが、他の地域から泉ヶ丘地域に行く時に危険を感じます。また、泉北南線は、高校生が多数走っていて心配です。泉北南線、北線を自転車が安全に走りやすいように、自転車レーンを整備して下さい。

文教委員会審査分

14. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にしてください。
早急に検討をお願いします。市立図書館への指定管理者制度導入による民間委託は行わないでください。
15. 小中学校・支援学校の給食費を無償にして下さい。また、給食費の無償化を市として国に要望して下さい。
*農林水産省の定めた食育基本法にも、食育は「生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの」と位置付けられており、学校給食は子どもたちの健やかな成長に大きな役割を果たしています。堺市の小学校でも児童のために栄養バランスのとれた給食を調理していただいておりますが、近年の物価高騰のため、保護者負担の給食費では、献立作成にご苦労されていると聞いています。現在、全国の3割の自治体が無償化しているそうです。堺市でも無償化を進めてください。
16. 給食で地場産の安全な食材（「泉州さかい育ち（大阪府認証エコ農産物）」など）の使用量を増やしてください。
17. 「ゲノム編集トマト」の種苗の、業者による無償提供については、今後も受け取りを拒否して下さい。
18. 米飯給食を増やして下さい。
19. 給食のパンに国産小麦を使用して下さい。
20. 食育をさらにすすめるために栄養教諭を増やして下さい。
*肥満や偏食、アレルギーを持つ児童・生徒は増加しています。きめ細かい食育をすすめるた

めに国の基準以上の配置が必要です。

21. 6月から始まる中学校給食がスムーズに行えるように、十分な人員配置など配慮して下さい。

*2025年6月から中学校でもデリバリー弁当から全員喫食の給食が導入されることを喜んでいますが、しかし、生活指導などでも多忙な中学校でさらに給食指導が加わると、教職員のみなさんの負担が大きいのではと危惧しています。栄養教諭またはサポーターなどの配置をお願いします。

受理年月日 令和7年1月29日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 山口 義 弘
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

地域経済、雇用、街並みの担い手、中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、街並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。新自由主義による貧困と格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰につながる政策を否定し、堺市が持続可能な自治体として地域循環型の経済を確立する事を目的とし以下の項目を要望致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 万博は莫大な税金が投入されているにも関わらず、ガス爆発事故や建設費の高騰等により、先が見えない。堺市として余計な支出を行わない事。万博後のカジノ、IRの計画は地域に悪影響を及ぼす事から、市として反対する事。
2. 堺市は万博協会へ七名もの職員を外向させており、しかもその仕事は会計等単なる事務仕事である事が判明している。なんらスキル向上や、キャリア形成にプラスにならない小間使いに人材を貸与する理由は無い事から、引き上げる事。
3. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、物価高騰や重税に困窮する地元業者への給付金等、直接的な支援に充てる事。財政調整基金の積立残高も活用する事。給付は、地方商品券やペイペイポイント還元など、対応できる人が限定されるような支援は行わない事。
4. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等

あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事。未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。

5. 昨今、陳情書等に対する当局からの回答が、趣旨を受け止めていない、意図的に触れない、掘り下げが極めて浅い等、不誠実なものが散見される事から、能力向上に努める事。全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 先の総選挙で示された国民の意思は、経済対策と格差是正である事は明確である事から、市として消費税の減税およびインボイスの中止の要望を国に上げる事。基礎控除の抜本的な引き上げをはじめ、低すぎる課税最低限を是正するよう国に要望する事、その市税減収分を国に財政措置するよう求める事。
7. 税務署が本年より確定申告書等の控えへの収受印押印を廃止したが、収受印の無い申告書控えを理由とし、市民が不利益を受けないよう、対応する事。控えへの収受印の押印を復活する様に、堺市として国に要望する事。
8. 日本は他の先進国に比し納税者の権利確立が遅れている。日本国憲法の理念に基づく、納税者の権利憲章制定を市として国に求める事。

健康福祉委員会審査分

9. 堺市国民健康保険運営協議会は二十名もの委員で構成されながら、毎回一時間程度で終了しており、市民の声が反映されているか大変、疑わしい。オブザーバー参加や、投書を受け付けるなど、国保加入者の声を直接受け止める努力や改善を行う事。
10. 国保の大阪府統一化は、多様なリスクを府内全体で分散できる利点と比し、大幅な保険料の値上げが大きな害悪である事から、保険料引き下げに向けて努力する事。残された国保基金を有効活用し、国保加入世帯に対する給付を行う事。

産業環境委員会審査分

11. 中小零細業者は、地域の雇用や文化、街並みの担い手であり、市として責任を持って守り育成する必要がある。その理念を明確にする為に、地域経済振興条例を制定する事。

文教委員会審査分

12. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事。近隣自治体との基準の差を精査し、基準緩和に向けて努力する事。

受理年月日 令和7年1月29日

治安について

陳 情 者 東京都八王子市
伊 藤 豪

市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情

陳情の内容

「地域の治安を良くすること」

これは、自治体の重要な「使命」の一つです。

なぜなら、「犯罪」「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多発する社会、

また、「失業者」や「ホームレス」等が救済されない社会であったら、

人間が「幸せ」を感じるのは難しいからです。

私は、このような考えから、

「市民と共に『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組み」について、

陳情したいと思います。

現在の日本の治安は、いい状態とは言えません。

政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件です。これは、一日に約2,007件認知されたということです。

同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということです。

2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということです。

2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件でした。一日平均、約2.5人が殺されたということです。

「強盗」は1,361件起きました。一日約3.7人の方が被害にあったということです。

「不同意性交等（強姦性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっています。

多くの人は、このような状況に慣れてしまったせいかな、無関心でいますが、私は、これは異常な状態だと思っています。

特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にあります。多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取り組みをされていると思いますが、目立った成果は出ていないようです。

それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加しています。

私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えましたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っております。

多くの方が苦しんでいる今の状況は、普通ではありません。放置してはいけないと思います。

治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思えます。

私の提案は、次の2つです。

- 1：市が、市内の「治安の状態」を行政区ごとに数値化し、図表をつくり、市や行政区のホームページ、機関誌等で公表し、市民と共有する
- 2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

17の項目を数値化する理由

数値化する17の項目

(1)：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

(2)：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強姦性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

上記の17項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからです。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからです。

また、項目が多すぎると分かりづらくなりますし、対策がしづらくなるので、17個に絞りました。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えています。

離婚件数については、分かりづらいかもしれませんが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられます。

また、子どもがいる夫婦が離婚すると、夫婦の不和が、子どもに、少なからず影響を与えてしまうので、子どもの幸せに影響がでます。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子どもの幸せに関係していると言えます。

このような理由から、これから数値を把握し、できる限り減らす取り組みすることは、とても重要であると考えています。※離婚そのものを否定しているわけではありません。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題です。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子どもに教え、子どもの頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考えます。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題です。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えますが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってきます。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれません。

「不同意性交等（強制的性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思います。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれません。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思います。

現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されていますが、改善する兆しが見えません。恐らく、今行なっている取り組みを続けているだけでは、改善できないと思います。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取り組みです。

この取り組みを継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずです。

私は、この取り組みが、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけています。

全国の市区町村、都道府県がこの取り組みをすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が期待していることです。

日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を市政に取り入れていただきたいと思っています。

自治体によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれませんが、一つ目の提案だけでも、是非、行なっていただきたいと思っています。

<陳情事項>

1. 市が、市内の「治安の状態」を行政区ごとに数値化し、図表をつくり、市や行政区のホームページ、機関誌等で公表し、市民と共有する

現在、日本政府は、治安に関する様々な統計データをネット上に公開していますが、私は、それらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えています。

(1): 社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

(2): 犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、市が、これらを行政区ごとに数値化し、図表をつくり、市や行政区のホームページ、機関誌等で公表し、市民と共有することです（市全体の数値も図表をつくり、公表し、市民と共有します）。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」です。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、しっかり伝えること」です。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要です。

※これらの項目を数値化する理由については、後ほど補足で説明します。

※資料の後半に、東京都のこれらの項目を数値化した図表を参考として添付しています。

この取り組みのメリット

この施策には、主なメリットが5つあります。

メリット1: 市民の「社会意識」が高まる

「市の治安の状態」を行政区ごとに数値化し、図表をつくり、常に、市や行政区のホームページや機関誌等に掲載しておけば、市内に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができます。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できます。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用します。

メリット2: 子どもに、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取り組みを、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子どもに、子どもの頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができます。

このような教育を、子どもの頃から継続して行なえば、子どもの「社会意識」は、自然と高まると考えられます。

メリット3：自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができます。

メリット4：自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取り組みを全国の全ての自治体（市区町村）で行なえば、日本の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができます。

メリット5：コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がありません。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということです。

この取り組みのデメリット

デメリットというほどのことではありませんが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になります。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開していますが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていません。

ただ、集計は、市区町村ごとに行われているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思います（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されています）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことでした。ただし、把握はしているとのことでした。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれませんが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えています。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからです。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れないのです。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するこれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのです。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一歩を踏み出してほしいと思います。

2. 「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

二つ目の提案は、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうというものです。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取り組み」等を、「市民と共有すること」です。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要です。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要です。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることです。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなりますし、地域がまとめやすくなります。

この取り組みのデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることです。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になります。

これは、あくまで一例ですが、市が、以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられます。

- ・市と行政区の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、また、活動の進捗状況を、市や行政区のホームページ、機関誌等で、定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道徳教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思いますが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれません。

数値を減らすためには、「具体的な取り組み」が必要ですが、私は、家庭における道徳教育と学校における道徳教育を充実させることが、根本的に重要だと考えています。

ですが、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要があります。

受理年月日 令和7年1月14日

児童発達支援センターについて

陳 情 者 堺市北区
五園さくらの会
会長 寺 本 祐 佳

障がいのある子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

平素より子どもたちのより良い療育にご尽力を賜り心よりお礼申し上げます。

私たち五園さくらの会は、児童発達支援センターに通園する子どもたちの療育環境が維持向上されるよう、保護者の要望を毎年取りまとめています。

私たち保護者は子どもたち一人ひとりが適切で安定した療育を受け、充実した幼児期を送り、この先もずっとこの堺の街で安心して豊かな日々を過ごしていけることを願ってやみません。

子育て支援や障がい児支援に注力されている堺市におかれましては、障がいと共に生きる子どもたちの適切な療育環境が維持向上されるよう、以下の要望についてご検討の程よろしく願いいたします。

<陳情事項>

1. 運営に関して

もず園、つぼみ園は「堺市立」の園であり、現在、堺市社会福祉事業団が堺市の指定管理者制度に基づく管理運営を受託して運営しています。これは、指定管理者制度が導入された平成16年度以降、非公募により5年ごとに受託しており、堺市の予算や設備を使い子どもたちがよりよい環境の下、専門的な療養を受けられるよう継続されてきました。

国の基準より多い子ども3人に正規職員1人という職員配置、1園の単独通園、専門セラピストによるリハビリ、通園バスの運行台数の確保、古くなった設備の改修など、事業団が堺市と丁寧に協議を重ね、努力して継続されてきたことが子どもたちの成長を支えてきました。

事業団が管理運営しているのは園だけでなく、診療所、療育の窓おおぞらでの障がい児等療育支援事業、保育所等訪問支援、障がい児相談支援事業など、多くの事業にも影響が及

び、園で過ごす前後の時期の支援も受けられなくなる可能性があります。これでは、子どもたちが成長する土台となる重要な幼児期を安心して過ごすことができません。

しかし、令和6年度から5年については、利用している保護者が反対したにも関わらず北こどもリハビリテーションセンターが公募となりました。次期は北こどもリハビリテーションセンター、南こどもリハビリテーションセンターともそれぞれ公募になると聞いています。同じ堺市に住んでいても地域によって療育の内容に差が生じることは公平ではありません。

もし、指定管理者が民間の企業に変更されたり、更新時期である5年ごとに管理者が変更されたりすると、子どもたちに最も必要な専門的な療育が継続されないと危惧しています。

保護者の望みは安心できる療育環境とその質の維持です。この度の指定管理者の選定では、これまで通り堺市社会福祉事業団が決定されましたが、今後も変わることなく北こどもリハビリテーションセンター、南こどもリハビリテーションセンターとも「堺市社会福祉事業団による安定した運営の継続」を強く要望いたします。

2. 職員に関して

障がいや発達に課題のある子どもは少しの変化でも園の取り組みや活動に影響が出てしまいます。そのため先生方の退職や雇用期間の満了などで職員数が減少することは職員配置の変更を招き、子どもたちが不安を抱いたり生活リズムが崩れたりして安定した療育が受けられなくなります。

一人ひとりに応じたきめ細かい支援をしていただくためには、療育に豊富な知識と経験を持った正規職員が不可欠です。職員の労働労働状況や子どもたちの安全面についてしっかりと検証していただき、国の基準に囚われることなく現在の「園児対正規職員3:1」の徹底を目指し安定した療育環境を整えるため、引き続き正規職員の増員を強く要望いたします。

3. 医療的ケアが必要な子どもの単独通園に関して

令和6年度より児童福祉法の改正により医療型・福祉型が一元化されたことを受け、もず園・つぼみ園のくまクラスにおいて、3歳児以降は単独での毎日通園が実現されることとなりました。

私たちは、園児の健やかな成長発達には園児と保護者が安心・安全に成長の機会と心のゆとりを得られることが不可欠であり、そのためには保護者が子どもを安心して送り出せる単独通園日の増加と体制強化が何よりも必要だと考えています。長年に渡り単独通園日が増えるように要望を重ねてきており、この度の前進は感慨深いものです。

しかしながら職員体制は現行のままであり、食事を始めとした命を守る取り組みと細やかな子どもへの配慮について到底理解されているとは思えず、憤りを覚えます。

低年齢から単独通所が可能な民間の児童発達支援事業所もありますが、児童発達支援センターでは、狭い屋内で単調に過ごすばかりではない豊かな遊びや生活を保障し、障がい

あっても子どもらしい日常を送れるようにと臨んでいます。そして、福祉的ケアが必要な子どもだけでなく医療的ケアが必要な子どもにとっても、自分のペースでのびのびと過ごせるクラス集団は重要です。これまで大事にされてきた療育レベル、集団環境を低下させることのないよう、職員の増員を要望します。特に医療的ケアが必要な子どもには確実な対応が求められます。安心・安全な単独通園とバス乗車、単独通園でもリハビリが実現できるよう、正規職員・看護師・セラピストの増員も併せて強く要望いたします。

また、このような状況での単独登園にあたっては不安な保護者も多いため、個々の保護者の思いを大事に相談しながら進めていただくようお願いいたします。

4. リハビリ・セラピストに関して

児童発達支援センターには毎日通園の園児だけでなく外来リハビリのために来院する地域の子どものも多くなっています。しかし、医師やセラピストは在園児と外来で担当が分かっているわけではなく、体調不良や家庭の事情で欠席せざるを得なくても振替が難しい状況です。予約がとれず必要なリハビリが受けられない月もでてきます。

子どもたちが自立した生活ができる力を身につけるためには質の高いリハビリは欠かせません。そのためには専門のセラピストによる定期的なリハビリが必要ですが、セラピストの人員が十分ではなく相応のリハビリを受けられているとは言えません。

園に通う子どもたちのリハビリ回数を増やし十分なリハビリが受けられること、また卒退園後の子どもたちも継続してリハビリが受けられること、そのための医師とセラピストの増員を強く要望いたします。

5. 通園バスに関して

「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」には「通園バスの園児の乗車時間は最長40分程度とする」とありますが、児童発達支援センターには行きまたは帰りで40分以上乗車している園児が43名、全体の38%で去年より減少しているとはいえ、まだまだ少ないとは言いがたく、1時間以上乗車している園児もいる状況です。

バスの乗降場所へも多くの園児が自宅から乗降場所まで歩きますが、なかには10分以上歩いている園児もいます。交通量の多い道路脇を歩いてくる子、坂道を歩いてくる子、途中でしゃがみこんだり車道に飛び出しそうになる子など、危険や困難を感じている保護者が多数います。特に障がいをもつ子どもにとっては長距離を歩くこと、猛暑日や真冬日など尚更、体力の消耗が激しくなり、保護者にとっても精神的な負担になります。

バス停についても、トラックがたくさん通る大きな道路脇やコインパーキング、コンビニ駐車場で危険回避に注力しなければならなかったり、屋根がなく雨の日は自分で傘がさせず濡れてしまったりしています。バスが遅延の際は子どもが待てず、一度自宅に帰り、またバス停に戻ることもあり、バスの走行状況を知れるGPSアプリの導入を強く希望します。

親子の安全を守り負担を減らすため、まずはバスの乗車時間は1時間以内に短縮、乗降場所は自宅から10分以内の安全な場所の設定を実現できるよう、最終的にはバスの乗車時間は40分以内に短縮、乗降場所は自宅から5分以内の安全な場所の設定をめざせるよう、その都度、保護者の意見を聞き変更の対応やバスの台数と添乗員増員のための十分な予算を確保していただくよう強く要望いたします。

加えて、車椅子利用の園児の為にスムーズに乗降できる福祉車両の導入を要望いたします。

6. つほみ園の設備改修に関して

一昨年には空調工事の実施がありました。つほみ園は今年で開設30年目を迎え老朽化が変わらず目立っています。これまで不具合で起きた場所にはその都度先生方の工夫で一時的な対応をされていますが、保護者から毎年挙がる要望への根本的な解決にはなっていません。

例えば「鍵付きのドアの開閉が難しい」「雨に濡れて通りにくい場所がある」「駐車場のスペースや階段の幅が狭く、1階の駐車場は日中でも暗く見えづらいなど劣化も進み危険を感じる」「園で使用する備品の劣化（遊具等）」などは、園だけでは対応が困難な状況です。

子どもたちが過ごす園舎は、本来誰もが安全・安心に過ごせることが前提となります。しかし、通常より多くの配慮を必要とする特性のある子どもたちには危険や困難が生じる状況がまだ多く点在しています。加えて、予測不能な災害の危険性が高まっている今、園生活では子どもたちや関係者全員の安全が守られなければなりません。

誰もが安心安全を確保したユニバーサルデザインの園生活を送ることができるよう、つほみ園の園舎改修に向けては保護者の意見を取り入れて計画して頂けるよう要望いたします。

7. 預かり保育・延長保育に関して

「兄弟の学校行事と重なる」「もず園・つほみ園に通園している場合、平日はデイサービスの利用ができない」「現状では保護者が働くことが困難」「時間確保のため保育園へ転園したくても障がいのため受け入れてもらえない」などの問題が挙がっています。日中一時支援やファミリーサポートの利用枠もなかなか確保できないのが現状です。

園による療育時間の延長もしくは一時預かりの外部への委託など、障がいのある子どもたちの時間外預かりの環境や制度の整備を要望いたします。

受理年月日 令和7年1月24日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区
堺・障害者(児)の生活の場を考える会
会長 大 澤 三耶子

障害者が安心して暮らせるための施策の拡充を求める陳情書

陳情の内容

日頃より障害者の暮らしの場の拡充に向けてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、これまでも当会から幾度も貴市議会に陳情させていただきましたが、障害者の暮らしの場の整備は喫緊の課題となっています。介護者である親の高齢化が進み「老障介護」と言われる状態の家庭が増えてくる一方で、強度行動障害を持つわが子の介護に疲れ果て、近所の目を気にしながら地域生活を送っている家庭もあります。

NHKの調査によると入所施設やグループホームでの待機者が全国で少なくとも2万2千人いるとのこと。昨年10月には厚労省によって入所施設待機者の調査が実施されたとも聞いています。

いずれにしましても障害者の暮らしの場の一刻も早い整備をお願いしたく、以下の陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

1. 永藤市長も整備を提唱されていた日中サービス支援型グループホームですが、高齢化や障害の重度化等の理由により、日中作業所に通うことが困難になった利用者が主な対象になると考えています。これにより、入所施設の待機者を減らすことにもつながるのではないのでしょうか。堺市としては、日中サービス支援型グループホームをどのように位置づけているのか教えてください。
2. 広報さかい9月号において、グループホームでの障害者の暮らしの様子を特集していただきました。当会が提出した陳情書の回答でも「地域における受容について理解を深めることは大切であり、今後啓発の取組を進めます」と書かれており、その一環の取り組みであると大変嬉しく思っております。今後も市民の理解を進めるための啓発の取り組みを継続してお願いしま

す。他に何か検討されていることがありましたら教えてください。

3. 重度障害者対応型グループホームへの補助制度をどのように見直すのか明らかにしてください。見直しの内容として、定員数に関わらず補助対象とする、対象となる重度障害者の50/100以上の基準を引き下げる、補助額を増額することなどを要望します。

4. 入所施設について

(1) この間、行き場のない障害者の問題がNHKなどのニュースで取り上げられ、社会的にも大きな関心呼びました。入所施設の待機者数の多さも課題となっていますが、堺市では待機者数をどのように調査して出すのかを明らかにしてください。

(2) ある家族が堺市に入所施設への希望を申し入れたところ、病気になるなど介護ができなくなってから来るように言われました。これは、障害者の介護はその家族で行うべきという考えに基づくもので、親が元気なうちに入所施設やグループホームなどで自立した生活を送ってほしいという障害者や家族の願いにも反するものです。堺市の入所意向調査も国の調査を控えて待機者数を減らすことを目的としているのかと勘繰ってしまいます。家族が元気であっても入所希望を受け付けてください。また、意向調査をするのであれば区分認定調査の時に進行などその時々家族に思いに寄り添った調査方法にしてください。

(3) このような状況下にある中で、障害福祉計画において入所施設の入所者数削減を掲げることをやめてください。また、堺市の回答にもあった、入所施設の生活向上に向けて支援の充実を行うというのであれば、機能強化のため独自の補助制度の創設と設備を進めてください。

受理年月日 令和7年1月28日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナウイルスワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

新型コロナウイルスワクチン被害者の支援と救済を求める陳情

陳情の内容

新型コロナウイルスワクチンの接種が始まってから丸4年が経ちました。

副反応疑い報告制度、予防接種健康被害救済制度、両制度ともに異常な数となっています。

【全国】新型コロナウイルスワクチン副反応疑い報告 (R6,8/4報告分)

副反応報告者数37,555人

死亡者数2,262人、重篤者数9,325人

【全国】新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済制度 (R7,1/25報告分)

〈累計〉これまでの進達受理件数12,733件

認定件数8,755件、否認3,030件

保留9件、未審議939件

〈死亡件数〉進達受理件数1,616件

認定947件、否認498件、保留0件

未審議171件

【堺市】新型コロナウイルスワクチン副反応疑い報告 (R7,1/6時点)

副反応疑い報告件数170件

内死亡件数7件 (6人)、重篤者数38件

【堺市】新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済制度

申請件数58件、内死亡申請9件

認定件数34件、内死亡認定3件

否認件数10件、内死亡否認1件

未審議14件、内死亡未審議5件

<陳情事項>

1. 堺市において、新型コロナワクチン副反応疑い報告170件、新型コロナワクチン健康被害救済制度58件となっており、両制度において、かぶっているのは3件のみということが8月議会で分かりました。

12月議会での陳情質疑により、本市の担当課が副反応疑い報告が上がっている方の調査を行い、8名の方が健康被害救済制度への申請の意向があるとのことでした。

そして、この8名の内、5名の方が健康被害救済制度のことを「知らなかった」という事実が明らかとなりました。

救済制度のことは市民にしっかり周知している、と担当課は言っていたのにも関わらず、救済制度のことを知らないとは一体どういうことなのでしょうか？

しかも健康被害にあっている方が知らないというのは、大問題です！

これは、市民に健康被害救済制度のことがしっかりと周知できていなかったということです。

現在、副反応疑い報告が出ている方に対しては、担当課から、救済制度のご案内をさせていただいてますが、副反応疑い報告が出ていない方に対しての制度の周知は一体どうするのでしょうか？

実際に、健康被害救済制度に申請された55人の方は副反応疑いが報告がなされていなかったわけですから、副反応疑い報告が上がっていない被害者の方も多数存在するはずですよ。

これまでのようにホームページに載せているだけの同じやり方では市民に周知できません。

これまで、さんざんワクチンを打て打てとホームページだけではなく、広報さかいに何ヵ月にもわたり大きく掲載して接種を勧めてきたわけですから、健康被害救済制度のことも大きく紙面を使い、何回か連続して掲載する、救済制度の案内のポスターを貼るなど、これまでのやり方とは違った新たな対策を立て実行してください。

2. 救済制度を申請している58名の方の中で、副反応疑い報告が出されているのは3件のみです。

後の55名の方は、医療機関において副反応被害を見落とされていたということになります。これは大問題です！

医療機関は、発生した症状とワクチンとの因果関係が必ずしも明らかでない場合であっても、副反応の疑いがあれば、医療関係者はPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）を通じ国に報告する義務があります。

副反応疑い報告は、厚労省において、ワクチンの安全性などを評価するための大切な制度です。この報告がきちんと出されていないとワクチンの安全性は正しくはかれません。

医師の見落とし以外に、医師に副反応疑いを国に上げてほしいと伝えたが断られた、という

事案が多数存在しております。

厚労省から副反応疑い報告制度についての周知依頼の事務連絡が発出しており、ワクチンが原因と疑われる症状が発生した場合は、因果関係が必ずしも明らかでない場合においても報告をあげる。

又、この報告は患者に予防接種を行った医師以外の医師等も副反応疑いを知った場合は報告を行う、とされています。

今一度、堺市内の全医療機関に副反応疑い報告制度の実施について、周知を行ってほしい。

また、医療機関により、副反応疑い報告を出してもらえなかったという声を多数聞いておりますので、医療機関からの報告をあげる以外に、

- ・本人がPMDAのサイトから直接報告
- ・「予防接種後に発生した症状に関する報告書（保護者報告）」

この2つの方法でも国に副反応疑い報告を出すことができることを市民に周知してほしい。

厚労省からの事務連絡には、市の担当課は、予防接種健康被害救済制度の申請を受けた時に、「医療機関から副反応疑い報告がなされているか確認し、市町村は診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み必要に応じて、当該報告の提出を促していただくようお願いいたします」と記されています。

救済制度の申請を受けた際、担当課は、適切に対応していただくようお願いいたします。

3. 副反応疑い報告が出されていて、予防接種健康被害救済制度のことは知っているけど、申請をされていない方の中には体調不良でカルテ等の書類を集めることが困難という方の他に「申請に必要な書類を集めるのに費用がかかる」というハードルがあるのは確実です。

副反応による健康被害にあった方は何件もの医療機関にかかっていることが多く、複数の病院からカルテ等を取り寄せると相当な金額になります。

ただでさえ治療費にお金がかかりますし、健康被害にあい、働けなくなり職を失い、収入がなくなった方もいらっしゃいます。そのため救済制度の申請を諦めたという方も多いのではないのでしょうか。

カルテ等の文書費用の支援を行っている自治体はいくつもあります。

そんな自治体の中でも東京都立川市では、健康被害にあいながらも申請をためらう市民のために、令和6年より「立川市予防接種健康被害申請費助成金制度」を創設したそうです。

「申請に必要な書類を揃えるのにお金がかかり大変、健康被害にあいながらも申請をためらう市民のために」という立川市の姿勢、これこそが市民に寄り添うということではないのでしょうか。

ぜひ本市においても、申請をためらう市民に寄り添い、申請に必要な文書費用の助成を行ってください。

4. コロナワクチン接種により、健康被害にあい、働けなくなり職を失った方がいます。収入がなくなり、日々、生活に不安をいただいております。

生活に困窮されている方は他にもたくさんいらっしゃると思います。

一家の稼ぎ手が健康被害にあった場合、そのご家族も生活できません。

救済制度に認定されたとしても支給されるのは医療のみで、生活費が出るわけではありせん。

健康被害にあわれ生活が困窮している方に対して、安心して日々の生活ができるようサポートをしっかりとおこなってください。

5. 現在、堺市にワクチン接種により、健康被害を受け、未だに未回復の方がおられます。

担当課の方は、副反応疑い報告が出されている方々に救済制度のご案内をする際、今の健康状態もお聞きになっているので回復されていない方がおられるのはご存じのはずです。

未だに回復をされていない方がいるのにもかかわらず、さらにワクチン接種を推奨されるのは理解できません。

ワクチンのリスクを知った上で接種を望まれる方ももちろんいらっしゃると思いますが、市からコロナワクチンの接種を勧めるのは止めてください。

実際に新型コロナワクチンの助成を行わず、推奨をしていない自治体もあります。

昨年の秋からの定期接種で、副反応疑い報告も出ており、ワクチンとの因果関係は「関連あり」と報告されており、症状は「重い」障害となっております。

市民がしっかりとワクチンのリスクを知り、接種を慎重に考えることができるよう、ワクチンの接種の推奨を止めてください。

皆さんの仕事の目的は市民の健康を守ることであって、ワクチン接種が目的ではないはずです。

市民の健康を守るという目的のための手段の一つがワクチン接種なのではないですか？

決して、ワクチンを市民に接種させることが目的ではないはずです。

被害者が出ているワクチンです。

市としても慎重に対応してください。

よろしく願いいたします。

受理年月日 令和7年1月29日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊 他 1,593 名

陳情の内容

昨年5月に新型コロナウイルス感染症も5類へと引き下がりましたが、コロナ禍を通じて市民の生活は一変してきました。生活の基盤が崩れ収入が減り、追い打ちをかけるように国民健康保険料、介護保険料、光熱費や食料等生活に関わる物価高騰で私たちの暮らしは大変な状況です。自治体の最大の使命は、住民のいのちと暮らし、そして営業を守るために働くことです。令和6年11月12日付で私たちは堺市が自治のまち、そして政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実して頂くよう、以下の事項の実現を求める2,701筆の署名をお届けいたしました。その後もこの陳情内容の6項目にまとめた要望署名には市民から新たに1,593筆の賛同署名が寄せられました（前回の2,701筆と合わせて4,294筆）ので、これを添えて陳情します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 医療・国民健康保険に関して

- (1) 国保の統一化（自治体を実施してきた法定外繰り入れや条例減免の制度の統一）と高すぎる統一国保料を廃止してください。
- (2) 均等割りの廃止などで、他の健康保険料並みに引き下げてください。（特に子育て世帯への負担軽減）
- (3) 基金の繰入などで全国政令市の中でも高い堺市の国保料を引き下げて下さい。
- (4) 滞納世帯に対する徴収強化に反対し、安易な資格証明書や短期保険証の発行は許さず、特に特別事情時のすみやかな短期保険証発行して下さい。
- (5) マイナ保険証利用登録しない方へも引き続き現状制度で紙の保険証を発行して下さい。
- (6) 国保滞納世帯への機械的な「財産」差押えはやめて下さい。そして個人情報保護法の観点から督促状送付者の掲示を止めて下さい。

- (7) 国保44条（医療費一部負担金の減免制度）を市民に分かりやすくそして誰もがより利用しやすい制度になるよう改善させて下さい。そしてしおりを必ず目の届くところに配置して下さい。
- (8) 個人情報監視されるマイナンバーカード制度の利用することを強制しないで下さい。
- (9) コロナ関連の減免の拡充と手続きを簡素化させて下さい。
- (10) 無料低額診療制度をもっと知らせ、堺市独自で院外薬局でも利用出来るようにして下さい。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 2024年の介護保険改定に向けて、要介護1・2外し、更なる保険料の値上げはやめて下さい。
- (2) 保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。
- (3) 介護事業は、専門職によるサービスを継続し、介護サービスの質を下げないで下さい。
- (4) 高齢社会の中で、加齢性難聴は本人が気付きにくいいため聴力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をして下さい。
- (5) 介護保険申請から認定結果までの基準日数は30日以内ですが、去年は各区とも40日前後かかっていました。基準以内の日程に戻すこと、そしてさらに申請から認定まで1日でも早く出来るよう早急に対応して下さい。
- (6) おむつ台の上限を9,000円に戻して下さい。また、介護認定結果が遅いのに要介護4,5の人はおむつ申請が結果が出てからでないとできない。介護認定申請時にさかのぼって堺市として給付して下さい。
- (7) 介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、大阪市でなく堺市で実施して下さい。

3. 子どもの医療費助成制度は、一部負担金をなくして下さい。

4. 障がい者施設に関して

- (1) 65歳の壁問題に対して行政（担当者）がきちんと制度を知り対応して下さい。
- (2) 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。
- (3) 堺市はこれまでの教訓を活かし、新たな感染症対策に対して、事業継続のために国の制度を続けるようにして下さい。
- (4) 政令市の中でも少ないと言われている入所施設の増設を求めます。そして安心して暮らせる多様な生活の場を整備して下さい。
- (5) 障害者施設の授産製品の販売やバザーが縮小し、利用者の工賃が激減しています。製品の販路や優先調達などの支援策を講じて下さい。

5. 健診に関して

- (1) がん健診の無償化は、年齢制限（偶数年度など）や期限をつけずに拡充して下さい。がん検診には奇数年偶数年と分けて受けるのもあります。受けやすい環境としてこのような制限はなくして下さい。
- (2) 特定健診の内容を心電図やフレイル検査・聴覚検査などを増やして改善・拡充して下さい。以前のすこやか健診時のように40歳以上で堺市在住であればスムーズに検診受診ができるように受診券発行制度をやめ、その分検査内容を拡大して下さい。
- (3) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムを作して下さい。
- (4) 「带状疱疹（ワクチン）」費用及び、保険を使つての医療費もとても大きな負担です。また、引き続きコロナの感染者も出ている中、ワクチンの助成がなくなるのはかなりの費用負担です。堺市独自の助成化を作して下さい。

6. 生活保護に関して

- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。
- (2) 扶養照会は申請者の意向を尊重した扱いに改善して下さい。
- (3) 新型コロナ感染拡大の下で、厚労省から出された通知にもとづき車の保有や就労支援の在り方などは、柔軟に対応して下さい。
- (4) 引き続き正規職員（ケースワーカー）を基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。
- (5) 総合的な相談窓口（全ての区役所に）を設置して下さい。
- (6) エアコン設置の対象が新規・転居者なので対象枠を広げて欲しい。また物価高騰に対して冬期及び夏季加算の検討して下さい。
- (7) 家賃の上限（38,000円）を広げて下さい。

7. 子育て支援に関して

- (1) 保育所の配置基準の見直しや補助金の増額で安全で安心な豊かな保育が出来るようにして下さい。
- (2) 子どもの貧困対策は担当課を設置し、学習支援や子ども食堂への援助、学校健診での受診勧奨後受診状況の把握などの実態把握をした上で、子育て応援の制度を充実して下さい。
- (3) 保育所の「待機児ゼロ」の表現を変更し、実情を発信して下さい。
- (4) 保育士の処遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童を解消して下さい。
- (5) 保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないで下さい。
- (6) すべての小学校区へ子ども食堂が出来、その支援も最初だけではなく継続的な支援制度にして下さい。

産業環境委員会審査分

8. 65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げて下さい。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。また、希望者には見守り等の対応をして下さい。

文教委員会審査分

9. 就学援助制度は、認定基準を引き上げて下さい。
10. 中学校給食は全員喫食の完全給食で、事業計画に基づき早急に実施して下さい。
11. 小学校と中学校の給食費の無償化を恒常的にして下さい。
12. 市が責任を持って学童保育を運営して下さい。また増設もして下さい。
13. のびのびルームは民間企業への委託をやめ、指導員の処遇を改善し早期に専用教室を確保して下さい。

受理年月日 令和7年1月28日

文化財の保護等について

陳 情 者 堺市堺区
志 賀 和 子

極楽橋など堺環濠都市の水辺の文化財ならびに歴史的建造物の保全・顕彰・活用を求める

陳情の内容

堺市には世界遺産の百舌鳥古墳群や、地下に埋もれた中世の自治都市・自由都市の遺跡や、その流れを汲む近世の環濠都市が現在も地上に存在する希少な歴史都市であることは、今では広く知られています。しかし、堺市にしかない、類い稀なる歴史文化資産が適切に保護・保存され、それらを活用したまちづくりが行われているかどうかは、甚だ疑問に感じます。

今回は、堺市も「環境エリア」として力を入れている、環濠都市・堺を象徴する水辺の文化財・歴史的建造物として、特に江戸時代の石橋である極楽橋と、大浜公園にある幕末の南台場跡をとりあげ、その適切な保存・顕彰・活用を求めます。

まず、極楽橋については、2014年5月から2023年度末までの10年間、私が会長をしておりました堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会発行の「堺環濠都市ニュース（略称・協議会ニュース）」第10号（2016）の表紙でも取り上げました。その時の表紙の説明は以下の通りです。

「今号の表紙は、もと、神明町と宿屋町東の間の土居川に架かっていた石橋の極楽橋。竣工は江戸時代の嘉永6（1850）年で、彫られた蓮の花が美しい橋です。戦後、高速道路建設で撤去され、一時は石津下水処理場で解体保存（？）されるという運命を辿りましたが、平成4年現在地（妙國寺近くの土居川公園内）に復元されました。堺の文化人と言われて、堺環濠の橋も見守り続けた故野崎敏生さんによれば、『大阪府下で公道に架かる江戸時代の石橋は三つしかないうちの一橋である。』とのこと。このように貴重な文化財なので、近くに説明板があれば、行き交う人も、橋の由来や価値を知ることができるでしょう。」

実は、上記説明文の最後の部分「このように貴重な文化財なので、近くに説明板があれば、行き交う人も、橋の由来や価値を知ることができるでしょう。」の元の文章は、「しかし、現在、橋の傍らには説明板の一つもなく、行き交う人は、この橋の由来や価値を知るすべもありません。」という記述でした。ところが、この部分に協議会の担当部署の都市景観室からクレームがつかまし

た。元の文章の「現在、橋の傍らには説明板の一つもなく、行き交う人は、この橋の由来や価値を知るすべもありません。」とは、単に事実を書いただけなのに、なぜ、クレームがつくのか、全く理解できませんでした。実際、今も、この橋の傍らには何の説明板もなく、もともと知識のある人以外は、この石橋がどこの、どのような石橋であったのか、なぜ今ここにあるのか等、全くわかりません。しかも、極楽橋は「復元された江戸時代の石橋」として、堺市のHPでも以前から紹介されているのです。もちろん、今も。それなのに、現物の前に説明板がないというのは、どういうことでしょうか？

しばらく、押し問答をしましたが、結局、アホらしくて現在掲載している説明文のように変更しました。しかし、このように変えたからと言って事実は事実なので、何の意味があるのか、今もってわかりません。もちろん、説明板が無いことを正当化できる訳ではありません。そんなに気になるのなら、早急に説明板を設置すれば、済むことではないでしょうか？

もともと、私たち住民の協議会活動は、町なみ再生事業について役所と協働していた活動なので、本当は「一時は石津下水処理場に廃棄されていた」と書きたいところを、「一時は石津下水処理場で解体保存(?)される」というように、こちらのほうでもいろいろと配慮して記述していたにもかかわらず、訳の分からないところでクレームがついたので、今も強く印象に残っています。

極楽橋は堺の環濠都市内の住民が亡くなった時には、その橋を渡って、終焉の地・王子ヶ飢(おうじがうえ)墓地に向かったのでその名前がついたと考えられ、堺の町人の生活や人生にとって、とても意味のある橋です。現在、市立町家歴史館・鉄炮鍛冶屋敷では、「生誕200周年記念 井上関右衛門壽継一歴史を遺した最後の堺鉄炮鍛冶一」の展覧会が開催されていますが、その壽継(ひさつぐ)さんも極楽橋を渡って、王子ヶ飢に向ったという文書を見て、思わず、感動を覚えました。

前述の野崎さんも述べられているような、「大阪府下で公道に架かる江戸時代の石橋は三つしかないうちの二橋である」という貴重な橋であれば、他の都市であれば、きっと市の指定文化財になっていると思われます。堺市もHPですっと紹介しているぐらいですから、その価値は理解していると思われます。なぜ、説明板が設置されないのでしょうか？このような貴重な江戸時代の石橋が、世界遺産のある政令指定都市・堺市が管理する公園で、説明板も全くなく、ただ単に放置されているような状況をどのように理解すればいいのでしょうか？

次に、大浜公園にある台場については、以前から、私は全く知りませんでした。これも、最初に、堺の文化人といわれたエッセイストの野崎さんから教えていただきました。野崎さんには、もともと、七道駅のすぐ東側にあった江川橋や神明町西にあった神明橋という昭和の初めの石橋について問題が発生した時にお世話になり、この方面に全く無知であった私にいろいろと教えて下さいました。ちょうど、野崎さんの最晩年におつきあいいただいたということになりましたが、その際、「大浜公園の台場がああ状態では、死んでも死に切れない」と言われていたので、当時、橋と

同様、台場にも全く無知であった私は、「台場ってなに？」と思ったものでした。その後2015年の3月に、民間の方主導で堺台場のシンポジウムが初めて開催され、たまたまそれを知った私が野崎さんにご連絡して、参加していただくことができました。野崎さんは大変喜んでおられました。しかし、長年ガンで闘病されていた野崎さんは、その年の10月にお亡くなりになりました。野崎さんが心配されていた台場の状態は現在改善されたといえるのでしょうか？

その後も、コロナを乗り越え、民間の方が中心になって堺台場のシンポジウムは継続して開催されていて、2023年には6回目が開催され、私もまた参加させていただきました。そして、その意味や意義が分かってくるにつれ、野崎さんのお気持ちがわかってきました。要するに、幕末、夷狄を打ち払うために、幕府が大砲を設置した場所である「お台場」が堺にもあったということでした。大浜公園には今もその石垣がよく残っていることもわかりました。実際、シンポジウムで、専門家のお話を聞いていると、堺の台場はとても保存状態がよく、国の史跡になる価値が十分あるということでした。

野崎さんは、三十数年以前に書かれた連続エッセイのひとつに、「蓮池―旧堺港南台場跡」と取り上げて、「外観の形態としては、唯一なんとか、原型に近い姿で遺っている」ので、「復元し、整備」できないものかと述べ、「ひいきめなのだが、蓮池のような見事な遺構は府下にはもう二つとはないのであるまいか。だとしたら、堺市の文化・観光行政にとっても、もったいない話である。」と書かれました。上記専門家の国の史跡にも十分なれるという話もあるので、決して野崎さんの「ひいきめ」ではないと思います。野崎さんのいう「蓮池」は現在の「花菖蒲園」のことで、確かに石垣が2段になって残され、手前の堀に菖蒲が植えられています。この中程に「御台場の石垣と外堀」という説明板があります。その最後に「大浜公園の南側は御台場の石垣と外堀が比較的によく残っています。このたび石垣を活かして外堀の設備を行いました。」とありますが、この整備は野崎さんの求めたものでしょうか？

なお、大浜公園の入り口の公園全体の案内板には、この花菖蒲園のところに、小さな四角のマークが描かれ、「南砲台場跡」と書かれていて、そこに大砲を置いた場所があっただけのように誤解されかねません。しかも、四角のマークは、他の碑等のマークと同じように描かれているので、大浜公園の大部分が台場跡だとは、一般の人にはわかりません。野崎さんは、「函館の五稜郭に一見似かよった不整形な近代要塞である。」と書かれています。以前、野崎さんから、堺旧港で、天誅組がここから上陸して奈良へ向ったという階段も残っていたとお聞きしました。大正時代に建てられた天誅組や土佐烈士の碑があるところです。しかし、旧港の改修工事等で、歴史的なものは全く顧みられず無くなってしまい、今は何の変哲もない港になってしまいました。

台場が国の史跡になれる可能性が十分あるという話を聞いたとき、旧港と台場をセットで歴史を活かした整備をしていたら、函館の五稜郭のような観光地にできたのではないかと思いましたが、まだ、間に合うと思います。大浜公園の台場があります。ここを、歴史を活かして整備し、国の史

跡にしてもらい、堺にしかない見所にすれば、新しいホテルに来られる観光客にも喜ばれるのではないのでしょうか？こんなにすばらしい歴史資産があるというのに、どうして堺市は活用しようとしらないのでしょうか？

堺市は、従来から港や海を重視するような計画をしていますが、現時点で、水辺を重視する堺市に、台場跡という類い稀なる歴史文化資産を活用する都市計画がないのはどうしてでしょうか？

最後に、以下に本陳情書で要望することまとめます。

早急に、対処されることを求めます。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. 極楽橋について

- (1) 即刻、現地に説明板を設置し、市民や来訪者に周知すること。
- (2) 貴重な江戸時代の石橋を堺市の指定文化財をするための手続きを開始すること。

2. 大浜公園の堺南台場跡について

- (1) 大浜公園内、特に入り口の案内板に台場の残存する石垣を明示し、その範囲がわかるようにして、大浜公園の大部分が台場跡であるということが理解できるように説明すること。
- (2) 台場跡を保全整備し、国の史跡を目指すこと。

建設委員会審査分

3. 大浜公園を含む都市計画の中に、堺の「五稜郭」をめざして国の史跡にすべき台場跡を明確に位置づけ、旧港周辺を担当とする関係部局で取り組むこと。

受理年月日 令和7年1月29日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
泉北桃山台 B 住宅管理組合
理事長 金 川 隆 司

南海バス株式会社のダイヤ変更によって通勤・通学・通院・買い物が困難になっている
交通弱者への対応策の検討を求める陳情

陳情の内容

南海バス（株）梅地区線233系統（梅・美木多駅前～津久野駅前）は、令和6年10月7日よりダイヤ変更が行われ減便となりました。当住宅近くのバス停「福泉中央小学校前」の梅・美木多駅方面への現在のダイヤは、平日は午前11時台から午後3時台まで1時間に1便で一日に5便（土日祝は1日3便）となっています。

これまでは一日15便程度ありましたが大幅な減便となりました。

今回の大幅な減便は当住宅（98戸）の住民の交通手段を奪うことに繋がっており、多くの住民から大変不便になったとの声を聞いております。また、通勤・通学・通院に求められる7時～9時台のダイヤが無く大変困っているという住民も多くおります。日常の交通手段を持たない住民にとってバス交通は大変重要なものであります。特に運転免許証を返納した高齢者や障がい者などの交通弱者にとって、今回の減便により交通利便性を損なうことは大変深刻な問題となっており、転居を検討している住民もおります。

また、現在、実証事業としてオンデマンドバスの運用が行われていますが、大阪・関西万博の開催期間はオンデマンドバスの運行が休止されると聞いています。そうなりますと更に深刻な問題となります。

採算性や運転士不足によるバスの減便や休廃止などが全国的に問題となっていることは理解していますが、住民をはじめとする利用者に対して十分な説明がないまま、路線バスの減便がなされ、暮らしを支える地域公共交通としての役割を果たしていない現状を至急改善していただきたく、堺市としてご検討いただき、南海バス（株）に対しダイヤの見直しについての意見・要望をお願い申し上げます。また、ダイヤの再変更・増便が困難な場合は、路線の変更やバス停の増設、オンデマ

ンドバスの休止期間の廃止も含めてご検討いただきますよう併せてお願い申し上げます。

受理年月日 令和6年12月5日

支援学校等について

陳情者 堺市中区

八田荘・堺宮園住宅自治会

田部 健治

古岡 美光 他 709 筆

宮園小学校（児童減）の健全化を求める陳情書

陳情の内容

今、私たち堺市中区宮園町（宮園校区）は、世帯数1,459戸、65歳以上の平均年齢が52%を超える「まち」と化しています。また、宮園小学校の全生徒数は42名（令和6年4月現）と減少し学校区としての機能維持が危惧される状況であります。

そのような中、令和5年6月29日地元自治会へ教育委員会より突然宮園小学校に、支援学校（分校）を設置する旨の要請があった。

地元自治会は、既に高齢化率が高くなるに連れ、人口も減少し若年層の入居率が極端に減少（収入基準の158,000円）が原因であると大阪府には通告をしてきた。

堺市には、小学校区内においても宮園小学校の生徒数も減少傾向であり、何らかの手法をしなければ小学区として成り立たないのではと啓蒙してきた。

その後、何度か支援学校問題を中心にお話し合いをさせて頂きましたが、貴教育委員会よりの回答内容は、まず、宮園小学校区内に支援学校（分校）の設置一辺とうで、地元からの要望についての回答は皆無に等しい状況である。

ここに、改めてご審議の上、ご配慮の程宜しくお願い致します。

<陳情事項>

建設委員会審査分

1. 宮園まちづくり計画には、堺市と大阪府とのまちづくり基本構想（案）平成24年9月大阪府・堺市のまちづくり計画発表に沿った計画実施を要望します。

文教委員会審査分

2. 支援学校の新設を要望します。

支援学校（分校）の必要性は十分に理解しておりますので、将来新設を条件項目として要望します。（宮園小学校への支援学校固定化には反対）

3. 宮園小学校の児童数減少問題の対応を要望します。

宮園小学校の児童減少問題に、数年も前から堺市・大阪府へ問題提起していたにも関わらず無視し今日に至る。

受理年月日 令和7年1月16日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美 (百舌鳥支援学校 PTA 会長)

宮園分校設置と今後の堺市立支援学校・支援教育について

陳情の内容

平素は支援学校・支援教育にご尽力いただき、ありがとうございます。

宮園分校開校まで約1年となりました。しかしながら、この時期になっても宮園分校の教育課程が決まっておらず、該当校区の保護者に向け意向調査もありましたが、どんな教育がされるかわからないまま選べる訳がありません。宮園分校は百舌鳥支援の分校なので、その教育課程にならってというだけではあまりに安直で、併設校である宮園分校は百舌鳥支援本校とは教育環境も児童生徒数もなにもかもが違い、同じような教育をしようとしてもできないと思います。開校1年前なら、宮園分校の説明パンフレットのようなものを作成し、選択しないといけない子どもたちや保護者に向け、より詳しい説明をし、誠実に対応しなければいけない時期だと思います。せめて、宮園分校の教育課程を今すぐにでも示してください。

ただ、2学期は先生方と市教委の準備委員会も開催されていないと聞きました。開校まで日が迫っているなか、すでに決まっても遅くない教育課程を現場の先生と考えることを避け、市教委は一体何をしたいのでしょうか。たとえ準備委員会の再開が決まってもこの間、準備委員会の開催を望む現場の先生の声を見捨て、数ヶ月間なにもしてこなかった市教委の責任は重いと思います。環境の変化や臨機応変に動くことが苦手な子どもたちになるべく負担を少なくするために事前の準備は誠実に滞りなく進めてください。市教委の怠慢さで子どもたちや保護者、先生方が振り回されるようなことはあってはならないと思います。

百舌鳥・上神谷両支援学校は来年度からもより児童生徒数が増えると聞きました。特に百舌鳥支援は既に限界を超えています。これまで、支援学校の狭隘を長年放置し、たとえ宮園分校が開校しても支援学校を希望する子が年々増え続ける状態では、支援学校が全く足りていないので、正しい推計をもとに堺市の支援学校のビジョンを早急に示してください。

今年度の初めの議会で教育次長は「地元自治会・保護者・関係者等に説明や意見を聞く場を設ける必要があると考えています。今後も丁寧な説明を重ね、関係者の方々に寄り添った対応に務めてまいります。」とお答えになりました。しかしながら、教育次長が言われた内容は実行されているようには思えず、百舌鳥支援で12月に該当校区の保護者を対象にしたアンケートでは「市教委に対しては不信感しかない」「宮園分校案を白紙に戻して欲しい」「宮園分校に手すりを付けられない廊下があったり、なぜそのような学校を支援学校に選んだのか」「百舌鳥支援の狭隘と土砂災害警戒区域への対応はどのように考えているのか」「現場の先生の見聞もしっかり聞いて欲しい」などの意見が寄せられました。遅きに失した感はありますが、今からでも丁寧な説明と関係者に寄り添った対応をお願いします。

障がいのある子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、以下の14点を要望します。

<陳情事項>

1. 「在校生の希望選択制」は子どもの成長や節目で転籍が選べるようにとお願いしていましたが、市教委からは「それぞれの支援学校に在籍する児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍を支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています」と回答をいただきました。以前、校区変更があり、百舌鳥支援学校から上神谷支援学校に転籍した時は年度ごとの転籍ができ、宮園分校へはなぜ年度ごとの転籍はできないのでしょうか。また、百舌鳥支援の狭隘を考えても年度ごとに転籍を考える事は有意義だと思いますので、「年度ごとの転籍」を可能にしてください。
2. 宮園分校の見学会では、段差の苦手な生徒はスクールバスから降りて、宮園小のエレベーターまで移動するにはかなりの距離があって大変だと実感しました。そもそも支援学校側にエレベーターを設置しないことがおかしく、身体の不自由な児童生徒にとって学校生活に支障をきたすので、宮園分校にもエレベーターの設置を強く要望します。また、学校全体のバリアフリー化もお願いします。
3. 今年の春から宮園分校開校へ向けて改修工事が始まると聞いています。以前、南棟のトイレスペースは十分な大きさで介助ができるかなど質問させていただきましたが、実際、どんな感じのトイレになるのかがわかりません。工事に入る前に詳細な校内全体の配置図（設計図）を見せてください。
4. 宮園分校を見学し、スクールバス待機所（昇降する場所）や放課後デイの車を停める場所などはとても狭いと感じました。宮園分校の定員が80名と聞いていますが、バスやデイの車は学校内に安全に停めることはできるのでしょうか。また、宮園分校周辺の住民の方（久世小校区の方にも）にバスやデイの車の出入りなどの説明をお願いします。

5. 宮園分校の開校まで約1年となりました。宮園小学校がどんな小学校で、先生方や保護者、地域の方はどんなことを大事にされているかなど、教えていただきたいです。そして、百舌鳥・上神谷両支援学校と宮園小学校との交流、またそれぞれの学校や児童生徒について学び合うことはとても大切だと思います。3校の児童生徒と先生方や保護者が不安なく開校を迎えられるよう「相互理解」の観点からもその体制を整えてください。
6. 前回の陳情書で「宮園分校に関する相談窓口を置いて欲しい、宮園分校の進捗状況などを的確に伝えて欲しい」とお願いし、市教委からは「支援学校分校への転籍に係る相談は、教育委員会において責任を持って対応いたします。今後、準備状況を含めて、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様にお示しできるようにします。」とのことでしたが、宮園分校の教育内容など大切なことが示されるのはいつですか。一体どなたが、宮園分校のことを的確に伝えられるのか、また、堺市内のどの学校に行くにしても情報提供は平等であるべきで、宮園分校に進学することが不利にならないよう対応をお願いします。
7. 現場の先生方から今夏、百舌鳥支援学校宮園分校になると決定してから、準備委員会が開催されていないことを聞いています。開校が1年後に迫っていますが、教育課程等は全く決まっていないとのことで、このままで宮園分校は開校できるのでしょうか。まずは現場の先生の意見をしっかりと聞き、開校に向けて取り組むべきことを適切に把握して、市教委が中心となって開校に向けての準備作業を行ってください。また、宮園分校入学対象となる子どもたちと保護者への説明は現場の先生に丸投げせず、市教委が責任を持って行ってください。
8. 宮園分校への安全管理員（スクールキーパー）の配置と宮園分校側の歩道の設置をお願いします。宮園小学校と宮園分校は同じ敷地内ですが、宮園小学校と宮園分校は使う校門が異なります。安全管理員さんなしに、両校の安全を守ることはできません。また宮園分校側の門から校外に出ると、歩道は設置されていない上に、校門を左に出ると見通しの悪いカーブもあります。車もそれなりのスピードで走ってきて、見学会参加時に危険と感じました。市役所関係部局と連携し、歩道の設置を是非ともお願いします。
9. 宮園分校の転籍を考えるにあたり、数か所の放課後等デイサービスの見学や体験などが必要になる可能性が高く、その対応に時間もかかるので宮園分校に送迎可能な放課後等デイサービスの事業者を「可能な限り早期に」ではなく、今年度内に示してください。また市役所内での関係部署やデイサービス連絡会にもより情報提供を行って、子どもたちや保護者に不利益にならないようにしてください。
10. 宮園分校の管理職の体制をお示してください。堺市において副校長は教頭級の職員と聞きます。今後宮園分校の児童生徒数が増加していくことを考えると、副校長だけでは学校運営上支障をきたすことは、保護者から見ても明らかです。大阪府下には分校にも准校長を設置している学校があります。また、堺市においても堺高校定時制には准校長を設置しています。宮園分

校に校長級職員の設置を是非ともお願いします。

11. 百舌鳥支援学校の移転に向け、市有地（廃校跡地）財産や廃校となる大阪府立高校の土地の購入等も含めて、検討を行ってください。堺市内にある府立高校も数年後に廃校になることが決まりました。その土地の活用等、様々な可能性を考えて検討をお願いします。老朽化・狭隘化対策、移転に関する十分な予算の措置をお願いします。
12. 現状の百舌鳥・上神谷支援学校の狭隘化に伴う圧縮学級について、学校への最大限の配慮をお願いします。これまで現場の先生方の努力によってなんとか学校運営が守られてきましたが、これ以上の児童生徒数増加は今いる教員数だけでは安全な学校教育活動を確保できないと思われ、保護者としてもとても心配しています。この責任は、狭隘化の対応を進めてこなかった市教委にあると言わざるを得ません。次年度は両支援学校ともに、圧縮しない学年の方が少ないと聞きます。ついては、現場への先生の人数を増やす最大限のご配慮をお願いします。
13. 今後の堺市立支援学校の在り方・展望を具体的にお示しください。百舌鳥・上神谷両支援学校の狭隘化は逼迫しています。令和7年度は、両校ともに令和6年度以上に圧縮学級を増やしクラス編成を行わねばならず、宮園分校を作っただけでは、特に百舌鳥支援学校本校の狭隘化が解決しないことは明らかです。市教委はこれまでも「令和7年度以降の状況を見極めてから」「少子化に合わせて、障害のある児童生徒数も減少する」と答弁されていますが、その対応の遅さが両支援学校の狭隘を招いたので、改善を求めます。そして、これまでの百舌鳥・上神谷の状況を考えると、今後も児童生徒数増加が見込まれるのは明らかです。市教委は支援学級に関する情報を管理し、これまでの就学指導・進学指導の経験からどのような児童生徒が支援学校を希望するかを予測はつくと思います。また堺市社会福祉事業団や子ども青少年局等と連携し、もず園・つぼみ園や堺市内の幼稚園・認定子ども園などの情報も収集し、適切な推計を出してください。そして、今後の堺市立支援学校の今後の展望について、新校建設の可能性も含めて今すぐ示してください。
14. 現在の堺市の就学指導・進学指導のあり方の再検討と、小中学校への特別支援教育への意識・専門性向上を行ってください。次年度は、今年度以上に百舌鳥・上神谷両支援学校ともに圧縮学級が増える見込みです。学級設置はあくまで校長に権限があると思いますが、定数以上の児童生徒が両支援学校への入学になるのは、就学指導・進学指導のあり方に課題があるのではないかと考えます。また軽度の児童生徒の入学が増加しているのは、小中学校での支援教育体制に課題があることが考えられます。このような現状を分析し、適切な就学・進学指導をお願いします。就学支援委員会のあり方についてもご検討ください。また専門性向上については、管理職・支援学級担任・通級指導教室担当の専門性だけでなく、通常学級担任の専門性の向上をめざして取り組みを進めてください。

受理年月日 令和7年1月28日

医療的ケア児について

陳 情 者 堺市北区
赤 松 裕 美

医療的ケア児の義務教育の保障に関する陳情書

陳情の内容

私は、医療的ケア児と呼ばれる障害のある子どもの保護者です。

現在、子どもを学校に通わせるためには、保護者の付き添いが必須です。教育委員会がめざす「保護者付き添いなしの医療的ケア児の学校生活」とは、現状では程遠い状況です。

私の子どもは、堺市立百舌鳥支援学校分校に通う小学校五年生の男子です。出生時のトラブルとその後の様々な問題により、脳の機能の大部分を損傷しています。自分から動いたり、話したり、食べたりすることはできません。覚醒することはありますが、ほとんどの時間は眠ったまま過ごしています。

我が子の医療的ケアは、人工呼吸器を使用しているため、気管切開をして喀痰吸引が必要です。また胃ろうからの栄養摂取、酸素飽和度と心拍のモニタリングも必要です。

簡単ではありますが、これが我が子の状態です。

なぜ、医療的ケア児が学校で義務教育を受けるために保護者の付き添いが必須になったのかというと、学校看護師が懐妊したことが原因です。

母体保護の観点から、学校看護師が体調不良の場合や郊外活動の同行ができない等の理由により、その代わりに保護者が担うことになりました。このため、医療的ケア児が義務教育を受ける環境が保障できないので保護者の協力を求められました。しかし、いつまでこの協力が必要なのか、協力の内容はどういったものなのか、また現在の看護師が育休に入る来年度以降どうなるのかについて、教育委員会からは回答がありません。

教育委員会は、突発的な処置に対応するため派遣看護師の手配をしていますが、登校当日まで派遣看護師が来るかどうかは分からず、また1日限りの派遣となるため、保護者の付き添いがなくなるわけではありません。初対面の派遣看護師に対して、医療的ケア児へのすべての医療行為を任せることには危険が伴うことを、教育委員会は十分に認識しなければなりません。

すべての問題の根本には、看護師の配置が適切にできていないことがあります。その配置が不十分であるため、医療的ケア児が義務教育を受ける環境が整わず、結果的に保護者の付き添いなしでは成り立たないという状況が続いているのです。

堺市立の学校に通う医療的ケア児にとって、医療は生活の一部であることをご理解いただき、学校生活に置いても、他の生活環境と同様に切れ目のない医療福祉体制を整えることは、教育委員会と堺市の責任だと感じます。

堺市として、医療的ケア児が義務教育を受けるには保護者の付き添いが必須であるという現状を容認せず、保護者の付き添いなしで通学できる体制を整えていただきたいです。

どんな状況にある子どもでも、差別なく義務教育を受ける権利があります。

教育委員会がめざす「医療的ケア児の保護者付き添いなしの学校生活」は、私もめざすゴールです。医療的ケア児の義務教育について、後回しにせず、真剣に向き合っていただくようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 堺市の医療的ケアがある子どもに対して義務教育を受ける環境を保障
2. 支援学校における医療的ケア児の重症度に応じた看護師配置
3. 支援学校における看護師の募集窓口の拡大

受理年月日 令和7年1月28日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会 長 田 中 剣 太

事務局長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

全国的に学童保育のニーズは年々増加しており、現在は堺市においても1万人を超える児童が学童保育を利用しています。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたりしんどさを抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしく願いいたします。

<陳情事項>

1. 指導員の常勤配置について

こども家庭庁が2024年度予算案において「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。

一方で、令和5年5月1日のこども家庭庁の調査によると、堺市の常勤配置率は全国的に見ても非常に低く、「1支援あたりの常勤配置率」は全国20政令市の中で最も低い配置率となっています。

上記の予算活用、及び指導員の常勤配置について、以前の陳情書において『雇用主である運営事業者へのヒアリングにより意向を把握し、費用対効果を精査する』『国から補助金が

交付される一方、本市も一部負担することになるため、その費用対効果を精査する必要がある』との回答をいただきました。

ヒアリングや費用対効果を精査した結果について、どのような内容であったのか、またその結果どのような判断をされたのか、お示してください。

2. 事業者選定について

現在3～5年ごとに行われている運営事業者の公募型事業者選定について、今年度の選定対象となる堺っ子くらぶ5校においては、この10年間で運営事業者が3回も変更となっています。このことは、継続性や安定性が何よりも大切とされる学童保育を実施する事業において、あり得てはならないことだと考えます。

以前の陳情書において『入札価格だけではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、事業者からの提案を総合的に審査し、よりすぐれた事業者の選定を行なっています』『事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている業務従事者の継続雇用は重要であると認識しています』との回答をいただきました。

「そこで働く指導員が変わらないことが重要である」と公言されているのであれば、何を変える目的で実施されているのでしょうか？毎年行われている保護者アンケートにおいても「満足・おおむね満足」が9割近くとなっているにもかかわらず、これだけ繰り返し運営事業者が変更されることに大きな矛盾を感じます。

運営事業者が変わるたびに、そこで働いている指導員は転籍や異動、もしくは転職という苦渋の判断に悩み、苦しんでいます。また、子どもたちや保護者も慣れ親しんだ指導員との関係や、築き上げてきたつながりが途絶えることに不安を感じています。

雇用主が入れ替わり立ち変わり変更となる堺の施策は、深刻な指導員不足にますます拍車をかけており、他市へ転籍する指導員も出てきている状況です。このままの施策で事業者選定を推し進めるのではなく、事実をしっかりと受け止めて見直しを行ってください。

3. 利用者への説明について

上記に記載した運営事業者の変更について、利用者への説明会を実施してください。

1/15付けで配信された保護者へのお知らせでは、紙媒体（A4サイズ4枚）のみの内容となっており、質問の受付期間が1月末までとの記載でした。これから5年間もの期間を運営する事業者として、このような説明だけでは不十分と考えます。運営事業者、実施主体である堺市、そして保護者と指導員が顔を合わせて意思疎通ができるよう、対面の説明会を実施してください。

また、国が定める『放課後児童クラブ運営指針』の改定案において、『運営主体に変更が生じる場合には、こどもの心情に十分配慮した上で、こどもへの丁寧な説明や意見聴取、意見反映が求められる。』【第4章5.(2)】ことが追記されました。このことから、運営主体の

変更によって子どもたちが少なからず影響を受けてきたことが推測されます。

行政や大人の都合により子どもたちの放課後の楽しみが損なわれることのないよう、しっかりと子どもたちへの説明を行い、子どもたちの声を聴き、それを保育内容へ反映してください。そのためにも、まずはその仕組みを堺市がつくってください。

4. 運営協議会の設置について

以前の陳情書において『保護者会の組織、運営協議会の設置は予定していません。』と回答をいただきました。しかし、学童保育の発展のためには関係者が協議する場が必要です。堺市で年に4回実施されている子ども・子育て会議において、当事者である子どもが、新たに委員として加わることが提案されました。学童保育においても、利用者である保護者や現場で働く指導員の声を聴くことはもちろん、主役である子どもたちの意見を反映できるように、運営協議会を設置してください。

受理年月日 令和7年1月29日

令和7年 第1回市議会(定例会)陳情書綴

令和7年2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-24-0043

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。